

第74号議案

平成26年度京都府営林事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度京都府営林事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,773千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,202千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成27年3月5日提出

京都府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		2,000	△1,127	873
	1 財産売払収入	2,000	△1,127	873
2 繰入金		89,093	△66	89,027
	1 一般会計繰入金	89,093	△66	89,027
3 繰越金		25	129	154

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	25 ^{千円}	129 ^{千円}	154 ^{千円}
4 諸収入		857	△109	748
	1 雑入	857	△109	748
5 府債		26,000	△3,600	22,400
	1 府債	26,000	△3,600	22,400
6 国庫支出金		10,000	1,000	11,000
	1 国庫補助金	10,000	1,000	11,000
歳入	合計	127,975	△3,773	124,202

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 営林事業費		127,975 ^{千円}	△3,773 ^{千円}	124,202 ^{千円}
	1 営林事業費	127,975	△3,773	124,202
歳出	合計	127,975	△3,773	124,202

第2表 府債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
府有林造林事業費	26,000 <small>千円</small>	証書借入又は 証券発行	年 6.0以内	償還期間は、40 年以内（据置期 間を含む。）と する。償還は、 元金均等又は元 利均等支払とす る。必要に応じ て繰上償還又は 借換えをすること ができる。	22,400 <small>千円</small>	証書借入又は 証券発行	年 6.0以内	償還期間は、40 年以内（据置期 間を含む。）と する。償還は、 元金均等又は元 利均等支払とす る。必要に応じ て繰上償還又は 借換えをすること ができる。